⑸　契約締結後のＶＥ提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

⑹　配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

⑺　本工事に係る申請書及び資料の提出にあたって、技術提案［ＶＥ提案］により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書［ＶＥ提案］を提出すること。ただし、技術提案［ＶＥ提案］が適正と認められなかった場合においては、標準案により入札に参加ができる。

　また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出すること（詳細は入札説明書参照。）。

⑻　専任の監理技術者の配置を義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（詳細は入札説明書参照。）。

⑼　手続における交渉の有無　無。

⑽　契約書作成の要否　要。

⑾　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⑿　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

⒀　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

⒁　競争参加資格の確認の通知において、ＶＥ提案により競争参加資格を認められた者は当該提案に基づく入札を行い、標準案を提出した者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

⒂　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⒃　一般競争参加資格又は特定建設工事共同企業体の認定を受けていない者の参加　上記２⑴に掲げる一般競争参加資格又は特定建設工事共同企業体の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒄　本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。

⒅　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity & Administrative contracting officer: Atsushi Fukasawa Director-General of Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

⑵　Classification of the services to be procured: 41

⑶　Subject matter of the contract: Construction work of the Setagaya National Government Building (tentative name) ⒀.

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system: 5: 00 P.M. 21 November 2013.

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system: 12: 00 P.M. (noon) 3 February 2014 (tenders brought with or submitted by mail: 12: 00 P.M. (noon) 3 February 2014).

⑹　Contact point for tender documentation: Contract Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Saitama shintoshin National Government Building Tower-2 2—1, Shintoshin, Chuou Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330—9724 Japan TEL 048—601—3151 (ex 2525)

○第２号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　世田谷地方合同庁舎（仮称）⒀電気設備工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　東京都世田谷区若林４－22－12、14

⑷　工事内容

　敷地面積　4,129㎡

　［庁舎］

　構　　造　鉄筋コンクリート造　地上６階、地下１階建て

　建築面積　約2,300㎡

　延べ面積　約13,100㎡

　用　　途　事務所・庁舎、図書館、保健所

　工事種目　電灯設備、動力設備、雷保護設備、受変電設備、電力貯蔵設備、発電設備、構内情報通信網設備、構内交換設備、情報表示設備、映像・音響設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、監視カメラ設備、駐車場管制設備、防犯・入退室管理設備、火災報知設備、中央監視制御設備、構内配電線路、構内通信線路

⑸～⒁　第１号１⑸～⒁に同じ

２　競争参加資格

⑴　第１号２⑴①に同じ

⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における電気設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における電気設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上であること（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記㋐の要件を満たす電気設備の新設工事（工事種目についてシステム一式を施工していること。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。

㋐

１．建物用途　下記のａ）、ｂ）、ｃ）又はｄ）のいずれかに該当する施設

ａ）同種施設　事務所・庁舎

ｂ）類似施設　事務室（上級室を含む。）、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室（教室及び実験室を除く。）の合計面積（これらに付属する共用部分を含む。）が、申請する建物の延べ面積の１／２を超える建物。

ｃ）複合用途施設１　「ａ）同種施設」と認められる部分の床面積が、「２．延べ面積」以上ある建物。

ｄ）複合用途施設２　「ａ）同種施設」と認められる部分の床面積が、申請する建物の延べ面積の１／２を超える建物。

２．延べ面積　10,000㎡以上

３．階数　３階以上

４．工事種目　下記ａ）及びｂ）両方の施工実績を有すること。ただし同一工事での施工実績でなくてもよい。

ａ）電灯設備

ｂ）火災報知設備

　なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は、下記㋑の施工実績を有すること。

㋑

１．建物用途　㋐１．に同じ。

２．延べ面積　3,000㎡以上

３．工事種目　電灯設備

　また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。